

次の項目の質問について回答いたします。

2021（令和3）年5月11日

質 問 事 項	回 答
<p>調理室は不要でしょうか。特養の設置必須スペースに該当すると思いますが、他施設の調理室にて食事を作るということでしたら、そのまま整備なしということでプランを作成します。もしも必要ということでしたら、厨房器具を建築工事の費用に含めるかどうかご指示ください。</p>	<p>秋田県長寿社会課の見解は次の通りです。 「国が示している通りの設備設置基準である。必須とはなっておらず、補完できる状態であればよし。例としては、同敷地内等にある現業施設に設備がありそこからの提供が可能であれば可ということ。」とのことです。もちろん設置する場合の、設備基準（耐火構造であることなど）は示されております。この度は、現業施設特養わかばイースト厨房の利用を見込んでおります。現業との合計食数の提供につきましては若干、懸念課題もありますが、現特養わかばイーストの厨房を中心に課題解決を考えております。</p>
<p>交流スペースについてですが、どのような活用をお考えかお聞かせください。</p>	<p>2期工事中の地域交流棟「I・concept」は、地域の交流の場となるよう様々なコンテンツを持って運営いたします。新特養にお住まいの方々の交流ももちろん「I・concept」を活用いたします。今回希望内容は、新特養独自の行事や職員研修などを目的とします。</p>
<p>今回提案させていただく内容については、各社の著作物になると思いますので、採用した会社以外を流用することはしないとお約束いただけるとよろしいかと存じます。</p>	<p>もちろん、おっしゃるとおりですので、お約束いたします。</p>